資料３－１

トルピラレート（案）

今般の残留基準の検討については、農薬取締法（昭和23年法律第82号）に基づく適用拡大申請に伴う基準値設定依頼が農林水産省からなされたことから、農薬・動物用医薬品部会（以下「本部会」という。）において審議を行い、以下の報告を取りまとめるものである。

なお、本報告では、今般提出された作物残留試験成績に基づき、前回審議からの変更点を取りまとめる。また、今般の基準値設定依頼に当たって、毒性や代謝に関する新たな知見の提出がなく、既存の食品健康影響評価の結果に影響はないと考えられることから、本部会での審議後に内閣総理大臣から食品安全委員会に対して食品健康影響評価の要請を行うこととしている。

１．概要

（１）品目名：トルピラレート［ Tolpyralate（ISO）］

（２）分　類（用途）：農薬（除草剤）

（３）化学名、CAS番号、構造式及び物性：変更なし（添付資料1参照）

２．適用の範囲及び使用方法

本剤の国内における適用の範囲及び使用方法は、別紙1のとおり。なお、今般の基準値設定依頼に係る新たな適用の範囲及び使用方法は網掛けとしている。

３．代謝試験

（１）植物代謝試験

植物代謝試験が、とうもろこしで実施されており、茎葉及び穂軸において、親化合物の残留が認められ、可食部で10%TRR注）以上認められた代謝物はなかった。

注）%TRR：総放射性残留物（TRR：Total Radioactive Residues）濃度に対する比率（%）

【代謝物略称一覧】

略称	JMPR評価書の略称	化学名
B	－	(1-エチル-5-ヒドロキシ-1*H*-ピラゾール-4-イル)[4-(メタンスルホニル)-3-(2-メトキシエトキシ)-2-メチルフェニル]メタノン

－：JMPRで評価されていない。

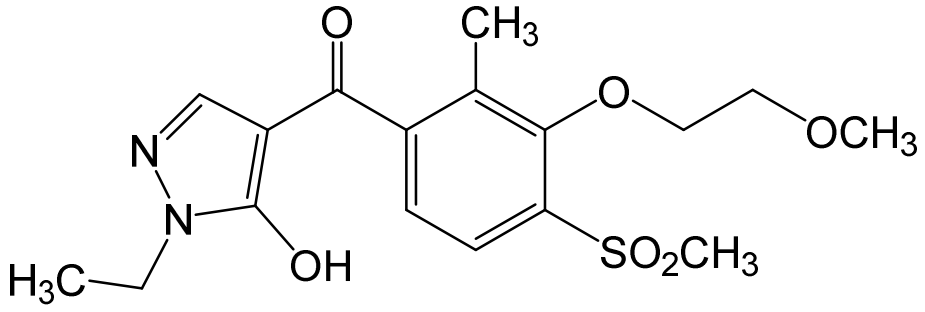

代謝物B

注）残留試験の分析対象となっている代謝物について構造式を明記した。

４．作物残留試験

今回追加のあった分析法については以下のとおり。

（１）分析の概要

①　分析対象物質

変更なし（添付資料1参照）

②　分析法の概要

ｉ）トルピラレート及び代謝物B

試料からアセトニトリル・水（4：1）混液で抽出し、ジビニルベンゼン-*N*-ビニルピロリドン共重合体カラムを用いて精製した後、液体クロマトグラフ・タンデム型質量分析計（LC-MS/MS）で定量する。なお、代謝物Bの分析値は、換算係数1.27を用いてトルピラレート濃度に換算した値として示した。

定量限界：トルピラレート　　0.01 mg/kg

代謝物B　　0.02 mg/kg（トルピラレート換算濃度）

（２）作物残留試験結果

国内作物残留試験については、ヤングコーンの試験成績を追加した。試験成績の概要を別紙2に示す。

５．許容一日摂取量（ADI）及び急性参照用量（ARfD）の評価

先の審議の際に、食品安全基本法（平成15年法律第48号）第24条第1項第1号の規定に基づき、食品安全委員会あて意見を求めたトルピラレートに係る食品健康影響評価において、トルピラレートのADIを0.0076 mg/kg体重/日、ARfDを0.1 mg/kg体重と設定すると評価している。

６．諸外国における状況

変更なし（添付資料参照1）

米国、カナダ、EU、豪州及びニュージーランドについて調査した結果、米国及びカナダにおいて小麦、大麦等に基準値が設定されている。

７．残留規制

（１）残留の規制対象：変更なし

トルピラレートとする。

作物残留試験において、代謝物Bの分析が行われているが、代謝物Bの残留濃度は定量限界未満であることから、残留の規制対象には代謝物Bを含めず、トルピラレートのみとする。

（２）基準値案

別紙3のとおりである。

８．暴露評価

（１）暴露評価対象：変更なし

トルピラレートとする。

作物残留試験において、代謝物Bの分析が行われているが、代謝物Bの残留濃度は定量限界未満であること、植物代謝試験において、10%TRR以上認められなかったことから、暴露評価対象には代謝物Bを含めず、トルピラレートのみとする。

なお、食品安全委員会は、食品健康影響評価において、農産物中の暴露評価対象物質をトルピラレート（親化合物のみ）としている。

（２）暴露評価結果

①　長期暴露評価

1日当たり摂取する農薬の量のADIに対する比は、以下のとおりである。詳細な暴露評価は別紙4参照。

	EDI／ADI(%)注)
国民全体（1歳以上）	0.0
幼小児（1～6歳）	0.1
妊婦	0.0
高齢者（65歳以上）	0.0

注）各食品の平均摂取量は、平成17～19年度の食品摂取頻度・摂取量調査の特別集計業務報告書による。

EDI試算法：作物残留試験成績の中央値（STMR）等×各食品の平均摂取量

② 短期（1日経口）暴露評価

各食品の短期推定摂取量(ESTI)を算出したところ、国民全体（1歳以上）及び幼小児（1～6歳）のそれぞれにおける摂取量はARfDを超えていない[注)]。詳細な暴露評価は別紙5-1及び5-2参照。

注）基準値案を用い、平成17～19年度の食品摂取頻度・摂取量調査及び平成22年度の厚生労働科学研究の結果に基づきESTIを算出した。

（別紙1）

トルピラレートの適用の範囲及び使用方法（国内）

2026年9月18日時点版

作物名	剤型	使用方法	希釈倍数 又は 使用量	使用時期	散布液量	使用回数	トルピラレート を含む農薬の 総使用回数
とうもろこし	10.4% SC	雑草茎葉散布 又は全面散布	40～50 mL/10 a	とうもろこし3～5 葉期 ただし、収 穫45日前まで	100 L/10 a	1回	1回
			50～75 mL/10 a	とうもろこし6～7 葉期 ただし、収 穫45日前まで	100～150 L/10 a		
ヤングコーン	10.4% SC	雑草茎葉散布 又は全面散布	40～50 mL/10 a	とうもろこし3～5 葉期 ただし、収 穫21日前まで	100 L/10 a	1回	1回
			50～75 mL/10 a	とうもろこし6～7 葉期 ただし、収 穫21日前まで	100～150 L/10 a		

SC：フロアブル
今回基準値設定依頼のあった適用の範囲及び使用方法を網掛けで示した。

（別紙2）

トルピラレートの作物残留試験一覧表（国内）

農作物	試験圃場数	試験条件				各化合物の残留濃度（mg/kg）注）【トルピラレート/代謝物B】	設定の根拠等
		剤型	使用量・使用方法	回数	経過日数		
とうもろこし（乾燥子実）	3	10.4% SC	薬量：50 mL/10 a 希釈水量：100 L/10 a 散布	1	83	圃場A：<0.01/<0.02	
					89	圃場B：<0.01/<0.02	
					97	圃場C：<0.01/<0.02	
	2	10.4% SC	薬量：75 mL/10 a 希釈水量：100 L/10 a 散布	1	45, 60, 94	圃場A：<0.01/<0.02	◎
					45, 59, 94	圃場B：<0.01/<0.02	
未成熟とうもろこし（種子）	5	10.4% SC	薬量：75 mL/10 a 希釈水量：100 L/10 a 散布	1	*35*, *42*, 49, 60	圃場A：*<0.01/*<0.02（*1回, 49日）	
					35, *42*, 45, 49	圃場B：<0.01/<0.02	
					30, 45	圃場C：<0.01/<0.02	
					30, 45	圃場D：<0.01/<0.02	
					29, 45	圃場E：<0.01/<0.02	
ヤングコーン（雌穂）	2	10.4% SC	薬量：75 mL/10 a 希釈水量：100 L/10 a 散布	1	*14*, 21, 28	圃場A：<0.01/<0.02	◎
					21, 28, 35	圃場B：<0.01/<0.02	

SC：フロアブル
今回、新たに提出された作物残留試験成績を網掛けで示した。

基準値の設定根拠及び暴露評価にも使用されているものに◎で示した。
注）当該農薬の登録又は申請された適用の範囲内で最も多量に用い、かつ最終使用から収穫までの期間を最短とした場合の作物残留試験（いわゆる最大使用条件下の作物残留試験）を複数の圃場で実施し、それぞれの試験から得られた残留濃度の最大値を示した。
代謝物Bの残留濃度は、トルピラレート濃度に換算した値で示した。
表中、最大使用条件下の作物残留試験条件に、アンダーラインを付しているが、経時的に測定されたデータがある場合において、収穫までの期間が最短の場合にのみ最大残留濃度が得られるとは限らないため、最大使用条件以外で最大残留濃度が得られた場合は、その使用回数及び経過日数について（　）内に記載した。

農薬名　トルピラレート

（別紙3）

食品名	基準値案 ppm	基準値現行 ppm	登録有無	参考基準値		作物残留試験成績等 ppm
				国際基準 ppm	国/地域基準値 ppm	
とうもろこし	0.05	0.05	○			<0.01,<0.01(¥)
その他の野菜	0.05		申			<0.01,<0.01(¥)(ヤングコーン)

太枠：本基準（暫定基準以外の基準）を見直した基準値
○：既に、国内において登録等がされているもの
申：農薬の登録申請等に伴い基準値設定依頼がなされたもの
(¥)：基準値設定の根拠とした作物残留試験成績（最大値）

（別紙4）

トルピラレートの推定摂取量　（単位：μg／人／日）

食品名	基準値案 (ppm)	暴露評価に用いた数値 (ppm)	国民全体 (1歳以上) EDI	幼小児 (1～6歳) EDI	妊婦 EDI	高齢者 (65歳以上) EDI
とうもろこし	0.05	0.01	0.0	0.1	0.1	0.0
その他の野菜	0.05	0.01	0.1	0.1	0.1	0.1
計			0.2	0.1	0.2	0.2
ADI比（%）			0.0	0.1	0.0	0.0

EDI：推定一日摂取量（Estimated Daily Intake）
EDI試算法：作物残留試験成績の中央値（STMR）等×各食品の平均摂取量

トルピラレートの推定摂取量（短期）：国民全体(1歳以上)

食品名 (基準値設定対象)	食品名 (ESTI推定対象)	基準値案 (ppm)	評価に用いた数値 (ppm)	ESTI (μg/kg体重)	ESTI/ARfD (%)
とうもろこし	スイートコーン	0.05	0.05	0.6	1
その他の野菜	ずいき	0.05	0.05	0.5	1
	もやし	0.05	0.05	0.1	0
	れんこん	0.05	0.05	0.3	0
	そら豆（生）	0.05	0.05	0.1	0

ESTI：短期推定摂取量（Estimated Short-Term Intake）
ESTI/ARfD(%)の値は、有効数字1桁（値が100を超える場合は有効数字2桁）とし四捨五入して算出した。
○を付していない食品については、基準値案に相当する値を使用した。

トルピラレートの推定摂取量（短期）：幼小児(1～6歳)

食品名 (基準値設定対象)	食品名 (ESTI推定対象)	基準値案 (ppm)	評価に用いた数値 (ppm)	ESTI (μg/kg体重)	ESTI/ARfD (%)
とうもろこし	スイートコーン	0.05	0.05	1.2	1
その他の野菜	もやし	0.05	0.05	0.2	0
	れんこん	0.05	0.05	0.5	1

ESTI：短期推定摂取量（Estimated Short-Term Intake）
ESTI/ARfD(%)の値は、有効数字1桁（値が100を超える場合は有効数字2桁）とし四捨五入して算出した。
○を付していない食品については、基準値案に相当する値を使用した。

（参考）

これまでの経緯

平成２８年１１月１４日	初回農薬登録（飼料用とうもろこし）
平成３０年　９月１４日	農林水産省から厚生労働省へ農薬登録申請に係る連絡及び基準値設定依頼（適用拡大：とうもろこし）
令和　元年　５月２２日	厚生労働大臣から食品安全委員会委員長あてに残留基準設定に係る食品健康影響評価について要請
令和　元年１２月　３日	食品安全委員会委員長から厚生労働大臣あてに食品健康影響評価について通知
令和　２年　５月１５日	薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会農薬・動物用医薬品部会
令和　２年１２月　９日	残留基準告示
令和　７年　７月　３日	農林水産省から消費者庁へ農薬登録申請に係る連絡及び基準値設定依頼（適用拡大：ヤングコーン）
令和　８年１０月２１日	食品衛生基準審議会へ諮問
令和　８年１０月３０日	食品衛生基準審議会農薬・動物用医薬品部会

● 食品衛生基準審議会農薬・動物用医薬品部会

［委員］

大山	和俊	一般財団法人残留農薬研究所業務執行理事・化学部長
○折戸	謙介	学校法人麻布獣医学園理事（兼）麻布大学獣医学部教授
加藤	くみ子	国立医薬品食品衛生研究所薬品部長
近藤	麻子	日本生活協同組合連合会執行役員組織推進本部本部長
須恵	雅之	東京農業大学応用生物科学部教授
瀧本	秀美	国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所理事
田口	貴章	国立医薬品食品衛生研究所食品部第一室長
◎堤	智昭	国立医薬品食品衛生研究所食品部長
中島	美紀	金沢大学ナノ生命科学研究所（薬学系兼任）教授
野田	隆志	一般社団法人日本植物防疫協会技術顧問

（◎：部会長、○：部会長代理）

答申（案）

トルピラレートについては、以下のとおり食品中の農薬の残留基準を設定することが適当である。

トルピラレート

今回残留基準を設定する「トルピラレート」の規制対象は、トルピラレートとする。

食品名	残留基準値 ppm
とうもろこし	0.05
その他の野菜[注)]	0.05

注）「その他の野菜」とは、野菜のうち、いも類、てんさい、さとうきび、あぶらな科野菜、きく科野菜、ゆり科野菜、せり科野菜、なす科野菜、うり科野菜、ほうれんそう、たけのこ、オクラ、しょうが、未成熟えんどう、未成熟いんげん、えだまめ、きのこ類、スパイス及びハーブ以外のものをいう。

令和２年５月 15 日開催部会

添付資料１

トルピラレート

今般の残留基準の検討については、農薬取締法に基づく適用拡大申請に伴う基準値設定依頼が農林水産省からなされたことに伴い、食品安全委員会において食品健康影響評価がなされたことを踏まえ、農薬・動物用医薬品部会において審議を行い、以下の報告を取りまとめるものである。

１．概要

（１）品目名：トルピラレート[Tolpyralate (ISO)]

（２）用　途：除草剤

ピラゾール系の除草剤である。4-ヒドロキシフェニルピルビン酸ジオキシゲナーゼ阻害により、カロチノイド生合成に関わるプラストキノンの生合成を阻害することにより殺草効果を示すと考えられている。

（３）化学名及びCAS 番号

(*RS*)-1-({1-Ethyl-4-[3-(2-methoxyethoxy)-2-methyl-4-(methylsulfonyl)benzoyl]-1*H*-pyrazol-5-yl}oxy)ethyl methyl carbonate (IUPAC)

Carbonic acid, 1-[[1-ethyl-4-[3-(2-methoxyethoxy)-2-methyl-4-(methylsulfonyl)benzoyl]-1*H*-pyrazol-5-yl]oxy]ethyl methyl ester (CAS：No. 1101132-67-5)

（４）構造式及び物性

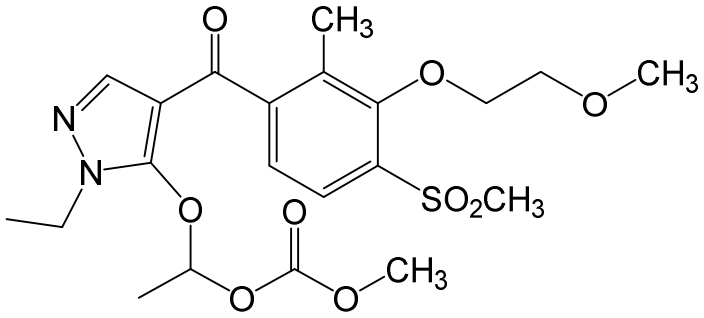

（ラセミ体、*R*体：*S*体 ＝ 1：1）

分 子 式	$C_{21}H_{28}N_2O_9S$
分 子 量	484.52
水溶解度	2.65×10^{-2} g/L (20℃)
分配係数	$\log_{10}Pow = 2.1$

２．適用の範囲及び使用方法

本剤の適用の範囲及び使用方法は以下のとおり。

作物名となっているものについては、今回農薬取締法（昭和23年法律第82号）に基づく適用拡大申請がなされたものを示している。

（１）国内での使用方法

①　10.4%トルピラレートフロアブル

作物名	適用	使用液量		使用時期	本剤の使用回数	使用方法	ﾄﾙﾋﾟﾗﾚｰﾄを含む農薬の総使用回数
		薬量	希釈水量				
とうもろこし	一年生雑草	40～50 mL/10 a	100 L/10 a	とうもろこし 3～5 葉期 ただし、収穫 45 日前まで	1 回	雑草茎葉散布又は全面散布	1 回
		50～75 mL/10 a	100～150 L/10 a	とうもろこし 6～7 葉期 ただし、収穫 45 日前まで			

３．作物残留試験

（１）分析の概要

【国内】

①　分析対象物質

・トルピラレート

・(1-エチル-5-ヒドロキシ-1*H*-ピラゾール-4-イル)[4-メシル-3-(2-メトキシエトキシ)-*o*-トリル]メタノン（以下、代謝物Bという）

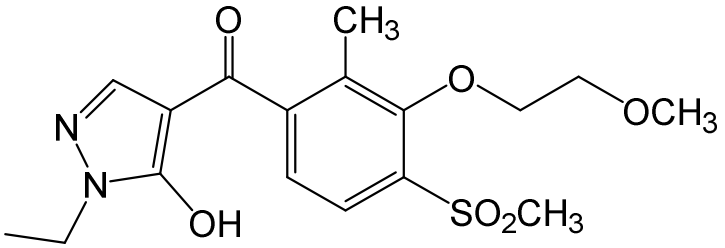

代謝物B

②　分析法の概要

試料からアセトニトリル・水（4：1）混液で抽出し、HLBカラムを用いて精製した後、液体クロマトグラフ・タンデム型質量分析計（LC-MS/MS）で定量する。なお、代謝物Bの分析値は、換算係数1.27を用いてトルピラレート濃度に換算した値として示した。

定量限界：トルピラレート　0.01 mg/kg
代謝物B　0.02 mg/kg（トルピラレート換算濃度）

（２）作物残留試験結果
国内で実施された作物残留試験の結果の概要については別紙1を参照。

４．ADI 及び ARfD の評価
食品安全基本法（平成15年法律第48号）第24条第1項第1号の規定に基づき、食品安全委員会あて意見を求めたトルピラレートに係る食品健康影響評価において、以下のとおり評価されている。

（１）ADI
無毒性量：0.765 mg/kg 体重/day
（動物種）　雄ラット
（投与方法）　混餌
（試験の種類）発がん性試験
（期間）　2年間
安全係数：100
ADI：0.0076 mg/kg 体重/day

ラットを用いた2年間発がん性試験において、角膜の扁平上皮乳頭腫及び扁平上皮癌が認められたが、持続的な炎症によるものと考えられるとともに、腫瘍の発生機序は遺伝毒性メカニズムとは考え難く、評価に当たり閾値を設定することは可能であると考えられた。

（参考）
評価に供された遺伝毒性試験の *in vitro* 試験の一部で弱陽性の結果が得られたが、小核試験を始め *in vivo* 試験では全て陰性の結果が得られたので、トルピラレートは生体にとって問題となる遺伝毒性はないと結論されている。

（２）ARfD
無毒性量：10 mg/kg 体重/day
（動物種）　ラット
（投与方法）　強制経口
（試験の種類）発生毒性試験
（期間）　妊娠6～19日
安全係数：100
ARfD：0.1 mg/kg 体重

５．諸外国における状況

JMPRにおける毒性評価はなされておらず、国際基準も設定されていない。

米国、カナダ、EU、豪州及びニュージーランドについて調査した結果、米国においてとうもろこしに、カナダにおいてとうもろこし、乳等に基準値が設定されている。

６．基準値案

（１）残留の規制対象

トルピラレートとする。

作物残留試験において、代謝物Bの分析が行われているが、代謝物Bの残留濃度は定量限界未満であることから、残留の規制対象には代謝物Bを含めず、トルピラレートのみとする。

（２）基準値案

別紙2のとおりである。

（３）暴露評価対象

トルピラレートとする。

作物残留試験において、代謝物Bの分析が行われているが、代謝物Bの残留濃度は定量限界未満であること、さらに植物体内運命試験で10%TRR[注)]を超える代謝物が認められなかったことから、暴露評価対象には代謝物Bを含めず、トルピラレートのみとする。

注）%TRR：総放射性残留物（TRR, Total Radioactive Residue）濃度に対する比率（%）

なお、食品安全委員会は、食品健康影響評価において、農産物中の暴露評価対象物質をトルピラレート（親化合物のみ）としている。

（４）暴露評価

①　長期暴露評価

1日当たり摂取する農薬等の量のADIに対する比は、以下のとおりである。詳細な暴露評価は別紙3参照。

	TMDI／ADI(%)注)
国民全体（1 歳以上）	0.1
幼小児（1～6 歳）	0.2
妊婦	0.1
高齢者（65 歳以上）	0.1

注）各食品の平均摂取量は、平成 17～19 年度の食品摂取頻度・摂取量調査の特別集計業務報告書による。
TMDI 試算法：基準値案×各食品の平均摂取量

＜参考＞

	EDI／ADI(%)注)
国民全体（1 歳以上）	0.0
幼小児（1～6 歳）	0.0
妊婦	0.0
高齢者（65 歳以上）	0.0

注）各食品の平均摂取量は、平成 17～19 年度の食品摂取頻度・摂取量調査の特別集計業務報告書による。
EDI 試算法：作物残留試験成績の平均値×各食品の平均摂取量

② 短期暴露評価

各食品の短期推定摂取量（ESTI）を算出したところ、国民全体（1歳以上）及び幼小児(1～6歳)のそれぞれにおける摂取量は急性参照用量(ARfD)を超えていない注)。詳細な暴露評価は別紙4-1及び4-2参照。

注）基準値案を用い、平成17～19年度の食品摂取頻度・摂取量調査及び平成22年度の厚生労働科学研究の結果に基づきESTIを算出した。

（別紙1）

トルピラレートの作物残留試験一覧表（国内）

農作物	試験圃場数	試験条件				各化合物の残留濃度（mg/kg）注）【トルピラレート/代謝物B】
		剤型	使用量・使用方法	回数	経過日数	
とうもろこし（乾燥子実）	3	10.4%フロアブル	薬量：50 mL/10 a 希釈水量：100 L/10 a 散布	1	83	圃場A：<0.01/<0.02
					89	圃場B：<0.01/<0.02
					97	圃場C：<0.01/<0.02
	2	10.4%フロアブル	薬量：75 mL/10 a 希釈水量：100 L/10 a 散布	1	45,60,94	圃場A：<0.01/<0.02
					45,59,94	圃場B：<0.01/<0.02
未成熟とうもろこし（種子）	5	10.4%フロアブル	薬量：75 mL/10 a 希釈水量：100 L/10 a 散布	1	*35*,*42*,49,60	圃場A：*<0.01/*<0.02（*1回,49日）
					35,*42*,45,49	圃場B：<0.01/<0.02
					30,45	圃場C：<0.01/<0.02
					30,45	圃場D：<0.01/<0.02
					29,45	圃場E：<0.01/<0.02

適用範囲内ではない試験条件を斜体で示した。

注）当該農薬の登録又は申請された適用の範囲内で最も多量に用い、かつ最終使用から収穫までの期間を最短とした場合の作物残留試験（いわゆる最大使用条件下の作物残留試験）を複数の圃場で実施し、それぞれの試験から得られた残留濃度の最大値を示した。

代謝物Bの残留濃度は、トルピラレート濃度に換算した値で示した。

表中、最大使用条件下の作物残留試験条件に、アンダーラインを付しているが、経時的に測定されたデータがある場合において、収穫までの期間が最短の場合にのみ最大残留濃度が得られるとは限らないため、最大使用条件以外で最大残留濃度が得られた場合は、その使用回数及び経過日数について（　）内に記載した。

農薬名　　トルピラレート

（別紙２）

食品名	基準値案 ppm	基準値現行 ppm	登録有無	参考基準値		作物残留試験成績等 ppm
				国際基準 ppm	外国基準値 ppm	
とうもろこし	0.05		申		⋮	<0.01, <0.01(¥)

「登録有無」の欄に「申」の記載があるものは、国内で農薬の登録申請等の基準値設定依頼がなされたものであることを示している。
(¥)作物残留試験結果の最大値を基準値設定の根拠とした。

（別紙３）

トルピラレートの推定摂取量　（単位：μg／人／day）

食品名	基準値案 (ppm)	暴露評価に用いた数値 (ppm)	国民全体 (1歳以上) TMDI	国民全体 (1歳以上) EDI	幼小児 (1～6歳) TMDI	幼小児 (1～6歳) EDI	妊婦 TMDI	妊婦 EDI	高齢者 (65歳以上) TMDI	高齢者 (65歳以上) EDI
とうもろこし	0.05	0.01	0.2	0.0	0.3	0.1	0.3	0.1	0.2	0.0
計			0.2	0.0	0.3	0.1	0.3	0.1	0.2	0.0
ADI比（%）			0.1	0.0	0.2	0.0	0.1	0.0	0.1	0.0

TMDI：理論最大1日摂取量（Theoretical Maximum Daily Intake）
TMDI試算法：基準値案×各食品の平均摂取量
EDI:推定１日摂取量（Estimated Daily Intake）
EDI試算法：作物残留試験成績の平均値×各食品の平均摂取量

トルピラレートの推定摂取量（短期）：国民全体(1歳以上)

食品名 （基準値設定対象）	食品名 （ESTI推定対象）	基準値案 （ppm）	評価に用いた数値 （ppm）	ESTI （μg/kg 体重/day）	ESTI/ARfD （%）
とうもろこし	スイートコーン	0.05	0.05	0.6	1

ESTI：短期推定摂取量（Estimated Short-Term Intake）

ESTI/ARfD(%)の値は、有効数字1桁（値が100を超える場合は有効数字2桁）とし四捨五入して算出した。

トルピラレートの推定摂取量（短期）：幼小児(1～6歳)

食品名 (基準値設定対象)	食品名 (ESTI推定対象)	基準値案 (ppm)	評価に用いた数値 (ppm)	ESTI (μg/kg 体重/day)	ESTI/ARfD (%)
とうもろこし	スイートコーン	0.05	0.05	1.2	1

ESTI：短期推定摂取量（Estimated Short-Term Intake）

ESTI/ARfD(%)の値は、有効数字1桁（値が100を超える場合は有効数字2桁）とし四捨五入して算出した。

（参考）

これまでの経緯

平成２８年１１月１４日	初回農薬登録（飼料用とうもろこし）
平成３０年　９月１４日	農林水産省から厚生労働省へ農薬登録申請に係る連絡及び基準設定依頼（適用拡大：とうもろこし）
令和　元年　５月２２日	厚生労働大臣から食品安全委員会委員長あてに残留基準設定に係る食品健康影響評価について要請
令和　元年１２月　３日	食品安全委員会委員長から厚生労働大臣あてに食品健康影響評価について通知
令和　２年　５月１４日	薬事・食品衛生審議会へ諮問
令和　２年　５月１５日	薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会農薬・動物用医薬品部会

● 薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会農薬・動物用医薬品部会

［委員］

○穐山　浩	国立医薬品食品衛生研究所食品部長
石井　里枝	埼玉県衛生研究所副所長（兼）食品微生物検査室長
井之上　浩一	学校法人立命館立命館大学薬学部薬学科臨床分析化学研究室教授
大山　和俊	一般財団法人残留農薬研究所化学部長
折戸　謙介	学校法人麻布獣医学園麻布大学獣医学部生理学教授
魏　民	公立大学法人大阪大阪市立大学大学院医学研究科 環境リスク評価学准教授
佐々木　一昭	国立大学法人東京農工大学大学院農学研究院動物生命科学部門准教授
佐野　元彦	国立大学法人東京海洋大学学術研究院海洋生物資源学部門教授
瀧本　秀美	国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所 国立健康・栄養研究所栄養疫学・食育研究部長
永山　敏廣	学校法人明治薬科大学薬学部特任教授
根本　了	国立医薬品食品衛生研究所食品部第一室長
二村　睦子	日本生活協同組合連合会組織推進本部長
宮井　俊一	元　一般社団法人日本植物防疫協会技術顧問
吉成　浩一	静岡県公立大学法人静岡県立大学薬学部衛生分子毒性学分野教授

（○：部会長）

答申（案）

トルピラレート

食品名	残留基準値 ppm
とうもろこし	0.05